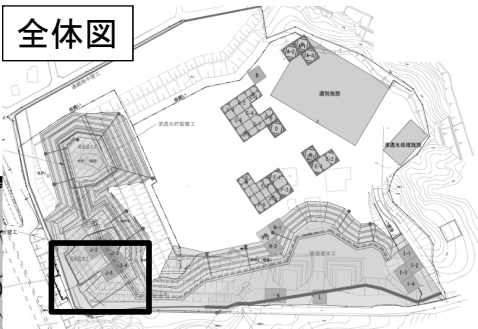


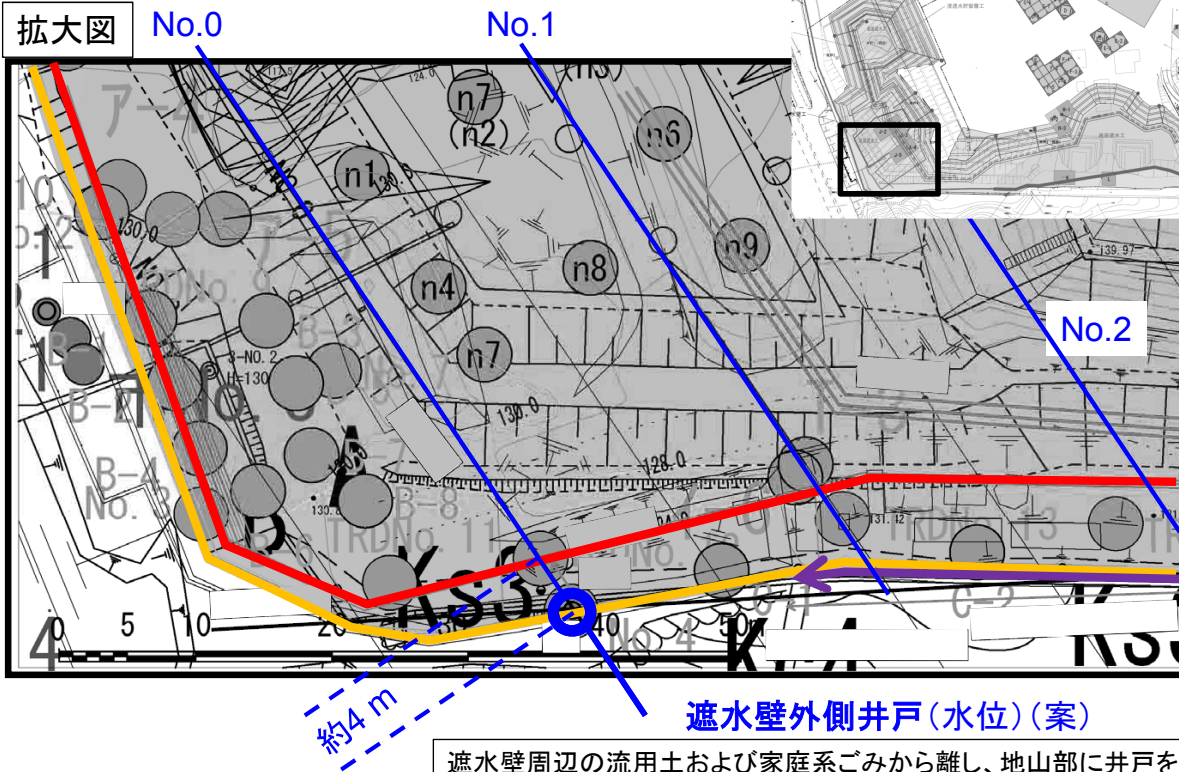
遮水壁外側井戸の平面位置(案)

目的:鉛直遮水壁の効果の確認

全体図



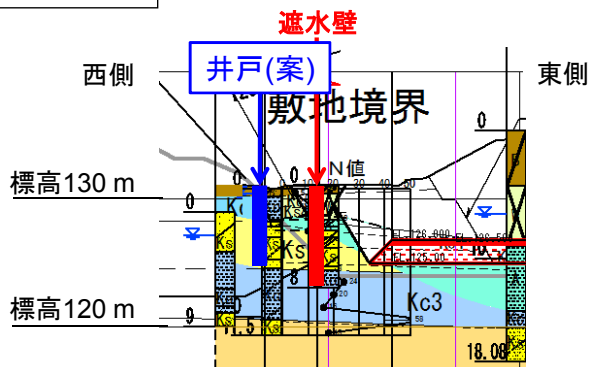
拡大図



遮水壁周辺の流用土および家庭系ごみから離し、地山部に井戸を設置する。

遮水壁外側井戸の断面位置(案)

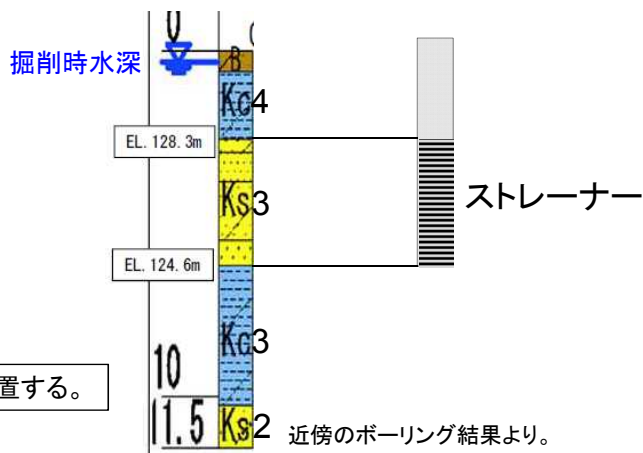
No.0側線



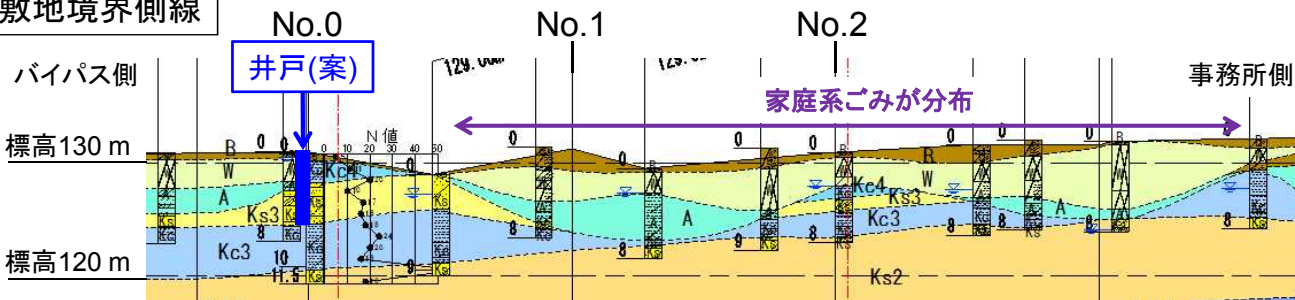
遮水壁周辺の流用土から離し、地山部に井戸を設置する。

想定地質

井戸構造(案)



敷地境界側線



家庭系ごみから離し、地山部に井戸を設置する。

調査地点、評価対象地点、基準

対象	位置	名称	二次対策工事の有効性	実施計画の目標達成状況	適用基準
浸透水	場内	揚水ピット	◎	×	基準省令
	場内	H22-オ-1(2)、鉛直遮水内側1~2地点(案)	○	×	×
地下水 Ks3層・ 沖積層	上流	(調査に適した井戸なし。)	×	×	×
	周縁	H26-S2(2)、市No.2、鉛直遮水外側1地点	○	×	×
	下流	H24-2(2)、H24-4(2)	◎	◎	環境基準
地下水 Ks2層	上流	H24-7、No.4-2	×	×	×
	周縁	No.1、No.3-1	◎	◎	環境基準
	下流	H24-2、H24-4	◎	◎	
表流水	場内	洪水調整池	×	×	×

計13~16地点

[・基準適合状況に応じて、調査地点を減らす。]

基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2

◎：評価対象(水質)
○：評価対象(水位)
×：評価対象外

[]：詳細については今後検討

調査項目、頻度、評価対象項目

調査項目	頻度	備考	評価対象項目	
			環境基準 地下水に適用	基準省令 浸透水に適用
ひ素、鉛、ダイオキシン類	年4回	近年基準超過しているもの。	○	○
ほう素			○	×
EC、pH、COD、SS、溶解性鉄、溶解性マンガン、(水位)		一般項目。	×	×
BOD		その他項目。	×	○
カドミウム、総水銀、PCB、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	年1回	近年基準超過していないもの。	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素			○	×
ナトリウムイオン、マグネシウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、炭酸水素イオン、硝酸イオン、硫酸イオン、塩化物イオン		その他項目。	×	×

有害物質16項目
一般項目 5項目
その他 10項目

・ただし、H24-7、No.4-2および洪水調整池は全項目年1回とする。
・年複数回の環境基準項目は年度毎の平均値と基準値を比較。
[・基準適合状況に応じて、頻度を増減させる。]

[]：詳細については今後検討

評価方法

- ・年1回の項目はその測定値が、年4回の項目については平均値が基準に2年間適合することとする。
 - ・処分場が原因でない項目は除く。
 - ・鉛直遮水の効果は、遮水壁内外の水位差や水位の変動状況により確認する。
- [・基準不適合だが改善が見られる場合や水質の悪化が認められない場合の取扱い、一般項目の結果の評価への反映等については、別途定める。]

例 ひ素		基準:0.01 mg/L以下	
H33年度		H34年度	
1回目	0.014 mg/L ×	1回目	0.009 mg/L ○
2回目	0.011 mg/L ×	2回目	0.013 mg/L ×
3回目	0.008 mg/L ○	3回目	0.008 mg/L ○
4回目	<0.005 mg/L ○	4回目	0.007 mg/L ○
平均	0.0095 mg/L	平均	0.00925 mg/L
	→ 0.010 mg/L ○		→0.009 mg/L ○

2年連続基準適合

[]: 詳細については今後検討

今後の予定

年月	連絡協議会	アドバイザー	工事
H30.10	計画(基本項目)について意見募集。		
H30.11		計画(基本項目)への意見、修正計画について協議。	鉛直遮水工。 遮水壁外側井戸設置。
H30.12	意見への回答。 修正計画(基本項目)について意見募集。		
H31.1		修正計画(基本項目)への意見、再修正計画について協議。	
H31.2	意見への回答。 計画(基本項目)決定。		
H31.3			